

令和7年度事業承継連携支援強化に係る実証事業業務委託 仕様書

1 件名

令和7年度 事業承継連携支援強化に係る実証事業業務委託

2 目的

本事業では、独自の事業承継支援体制づくりに取り組む市町と連携し、誰にも相談できずに行動が潜在化しがちな中小企業・小規模事業者を相談会等に誘導、具体的な支援に繋げる一貫したサポート体制構築に関する実証事業を実施する。得られた成功事例をもとに、ネットワーク構成機関の相互協力による効果的な支援方法を確立し、市町単位での自律的な支援体制の構築及び強化を図ることを目的とする。

3 背景

民間調査機関によると、令和6年12月時点の県内企業の後継者不在率は、50.3%と依然として高水準であり、併せて、社長平均年齢は過去最高の61.1歳と、経営者の高齢化が進んでいる。後継者不在による廃業は、雇用の受け皿や培われた技術の担い手を失うなど、地域経済への損失は大きく、事業承継に係る迅速な支援は、喫緊の課題となっている。

本県では、これまでに、行政、商工団体、金融機関等支援機関が参加する「静岡県事業承継ネットワーク」による推進月間の集中的な普及啓発や、中小企業・小規模事業者に対する事業承継診断を通じて、支援ニーズの掘り起しに取り組んできたところである。また、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターでは、県内全35市町で、商工会、商工会議所等を会場とした個別相談会を定期開催するほか、支援機関に対する研修や連絡会議を開催するなど、支援機関同士の連携を深めており、県全体としての支援体制が構築されつつある。

しかしながら、依然として、中小企業・小規模事業者の中には、経営者が従業員や取引先など周囲に知られることを忌避し、自発的な行動を避けるといった傾向が高く、また、小規模な事業者ほど、後継者不在の状況がより深刻となっている。

このような中で、国は、今後の取組の方向性として、地域の小規模な事業者に対する支援体制の強化を打ち出し、未だ支援が行き届いていない層の掘り起しに向け、基礎自治体を中心とした地域単位の支援ネットワークの構築や自走化を促進している。

4 業務委託期間

委託契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 業務内容

県は、本事業の実施にあたり、事業承継支援のモデルとなる基礎自治体（事業承継支援のモデルとなる市町（2市町））を公募選定の上、選定する。

受託者は、(1)に掲げる事項のほか、選定された2市町（以下、「参画自治体という。」）及び市町単位の事業承継支援連携体（以下、「市町事業承継ネットワーク」という。）の構成機関と連携し、(2)に掲げる事項を実施する。また、これらの取組を(3)でとりまとめる。

（参考資料：別紙1「令和7年3月時点で地域単位で事業承継に係る連携協定を締結している自治体」）

(1) 事前準備

受託者は、本実証事業の事前準備として、事業承継支援施策における市町単位での取組に係る先進事例について、以下の項目で整理、分析する。

なお、項目①③は、各地方経済産業局が公表している実績報告書等、公表されている資料を調査、項目②は、(2)の参画自治体に対するヒアリングを行うこと。

項 目	内 容
①市町単位での支援方策の検討	・全国の先進的な取組を情報収集し、参画自治体に応用可能な方法を整理（実態調査、セミナー開催等） ・上記の先進的な取り組みを行う自治体及び(2)の参画自治体における中小企業・小規模事業者の概況を調査 ※(3)の報告書の作成時、過去の支援実績（事業承継診断件数、事業承継計画策定件数、M&A 件数等）の把握ができた場合は、記載すること
②参画自治体の取組調査	次の内容に係る参画自治体の取組をヒアリング (ア) 市町事業承継ネットワークの設立までの取組 ・設立に向けて必要な準備内容 ・各ネットワーク構成員の主な役割 (イ) 実態調査の実施 ・参画自治体による管内中小企業・小規模事業者の実態調査の実施に向けて必要な事項
③市町事業承継ネットワーク構成員以外との連携方法の検討	次の内容に係る全国の先進的な取組を情報収集し、県内市町に応用可能な方法を整理 ・市町庁内の他部局や、事業協同組合、商店街、大学等、市町事業承継ネットワークに属さない団体等と連携して行う事業承継支援の事例

(2) 参画自治体を対象とした事業承継支援手法の実証

① 市町事業承継ネットワーク構成機関向けワークショップの企画・開催

区 分	内 容
業務内容	受託者は、参画自治体と連携し、市町事業承継ネットワーク構成機関を対象に、後継者不在事業者等の相談会への誘導について具体的な手法を検討するワークショップを開催し、各構成機関が持つ業務特性をもとに、事業承継支援における各々の役割分担を確認する。 提案書においては、ワークショップ等の意義や実効性を高めるための内容、講師等について提案を行うこととする。 なお、講師及び進行役は、県と協議の上、決定すること。
対 象	市町事業承継ネットワーク構成機関（今後加入予定団体を含む） ※ 参画自治体、商工団体、金融機関等の職員を想定
実施時期及び回数	時期：原則、契約締結の日から 3 か月以内 回数：参画自治体ごと 1 回開催

そ の 他	ワークショップは外部講師 1 名以上を招聘し、対面開催とする。 受託者は、次の業務を含む企画・運営等を実施すること。 ・開催日、会場確保等に係る参画自治体との連絡調整、講師・進行役の選定・依頼、配付資料の作成 ・当日の司会進行、運営、記録等 なお、開催に必要な会場や機器については、参画自治体と調整の上で準備すること
-------	---

② 市町事業承継ネットワークへの支援

区 分	内 容
業務内容	受託者は、個別の中小企業・小規模事業者に対する効果的な支援方法の確立に向け、市町事業承継ネットワークが主催する定例会議で提案、助言等を行う。 また、定例会議での助言内容等をもとに、事業承継支援が必要な中小企業・小規模事業者を個別相談会等へ誘導する際の課題点、対応策等を整理する。
実施時期 及び回数	時期：参画自治体及び県と協議の上、決定することとする。 回数：原則、参画自治体ごと 6 回以上とし、参画自治体及び県と協議の上、決定することとする。
そ の 他	・定期会議への参加は、現地での対面参加を原則とする。 ・定例会議での提案、助言の内容は、必要に応じ、事前に参画自治体へ情報提供するなど、参画自治体と丁寧なコミュニケーションをとること。 ・県内外での先進的な事例や支援センターの取組を踏まえて、提案、助言等の支援を行うこと。 ・支援状況については、定期的に県へ報告すること。

③ 個別事業者へのアプローチ実施

区 分	内 容
業務内容	・受託者は、参画自治体に訪問相談員を派遣し、後継者不在事業者や、事業承継に向けた準備の必要性を認識していない事業者を参画自治体職員と共に個別訪問する。 ・個別訪問では、事業者の実態をヒアリングし、事業承継の必要性や早期に行動を開始する利点を説明の上、適切な支援方法（個別相談会又は支援機関の個別相談窓口）を提案する。 ・訪問結果をまとめ、訪問管理簿を作成し、参画自治体へ随時提供する。
訪問相談員 要件	次の要件を満たす者とし、提案書においては、想定される訪問相談員を具体的に提案を行うこととする。 ・事業承継支援に関する基本的な知識を持つとともに、中小企業・小規模事業者の経営相談の経験を有する者。 なお、訪問相談員の氏名及び所属は、訪問前に県へ届け出ること。

訪問対象	対 象 者：上記②で決定した事業者 事業者数：原則、参画自治体ごと 10 事業者以上とし、参画自治体及び県と協議の上、決定することとする。
実施時期及び回数	時期：令和 7 年 12 月まで 回数：参画自治体ごと、訪問相談員が事業者訪問する総回数は、20 回以上とし、提案書においては、総回数について提案を行うこととする。 ※ 1 1 事業主に 1 度訪問することを、1 回として数える。 ※ 2 特定の月に集中して行うことも可とし、実施日は参画自治体と調整の上、決定すること。 ※ 3 12 月に予定していた訪問がやむを得ず中止となった場合は、1 月までの実施を認める。
その他	・ 訪問相談員は、同一地域は同じ者が対応することを原則とする。 ・ 事業者訪問の結果を踏まえ、参画自治体と相談の上、同一事業主に複数回訪問すること。 その場合、2 回目以降は、事業者の了承の上、訪問相談員単独での訪問も認める。

(3) 市町事業承継ネットワーク構成員向け報告書作成

本委託事業の成果を参画自治体を超えて県内に幅広く波及させるために、調査分析結果並びに実証事業の取組、手順及び成果を報告書としてまとめる。

なお、構成項目は県と協議の上、決定すること。

また、報告書は、市町職員及び商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関職員が活用することを目的とした内容とし、次の仕様とすること。

- ・ 概要版（A4 版とし、5 枚以内）
- ・ 詳細版（A4 版）

(4) その他事業実施に係る業務

対面での打合せ回数は、業務着手時、業務中間時、成果品納入時の各 1 回、計 3 回を予定する。業務中間時に、重要事項や内容等に疑義が生じた生じた場合、適宜オンライン又は対面による打合せを追加し、担当職員と協議する。

なお、対面での打合せの場所は、原則、静岡県庁内会議室（静岡市葵区追手町 9-6）とする。

6 実績報告等

すべての委託業務終了後、期限までに事業実績に係る実績報告書（様式は別途定める。）を提出すること。

併せて、本委託業務のために制作した成果物を印刷物（2 部）及び電子記録媒体（CD または USB）で提出すること。

(1) 実績報告書記載事項

- ア 上記業務内容の実施内容・成果
- イ その他、静岡県が示したもの

(2) 成果物

- ア 報告書の概要版
- イ 報告書の詳細版

- ウ ワークショップ当日に使用した資料
- エ ワークショップの記録写真
- オ 個別訪問後に作成した訪問管理簿

(3) 納入場所及び納入期限

納入場所：静岡県経済産業部商工業局経営支援課

納入期限：令和8年3月19日（木）

(4) 業務委託費の支払方法

委託業務完了検査合格後、請求書の提出に基づき、県は委託費を受託者に支払う。

(5) その他事項

- ア 受託者が本事業の実施にあたり作成した成果品の著作権は、県に帰属する。
- イ 本事業の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任において解決（解決に要する一切の費用負担を含む。）すること。

7 業務実施体制等

受託者は、業務の円滑化のため、業務管理を行う責任者や業務従事者の役割分担等を定め、県に報告するとともに、常にこの体制が機能するよう努めること。

8 リスク管理

受託者は次に掲げるような業務上のリスク（以下「リスク」という。）を想定し、リスクの発生を抑制するための対策、体制を講じなければならない。また、仮にリスクが顕在化し、具体的な危機が発生した場合の対処方法を事前に定めておくこと。

- ① 書類の誤発送やEメールの誤送信等による個人情報の漏えい
- ② 書類の不適切管理による紛失
- ③ 機器の操作誤り等による電子データの棄損や処理誤り
- ④ その他、上記に類似するリスク

9 再委託等の制限

受託者は契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、再委託を行う前に、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

10 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た県や市町、中小企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）、関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

- (1) 本事業で知り得た秘密や資料を県の了解なく公表又は使用しないこと。
- (2) 受託者は本事業の期間において、県との間で随時打合せを行った上で業務を実

施するものとする。また、県は本事業の実施のために必要な協力をする。

- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、その都度、県及び関係者と協議の上決定する。ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
- (4) 受託者は、事業完了後 5 年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- (5) 受託者は、契約締結後速やかに、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例に基づく「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を県に提出すること（業務の一部を再委託する場合は、再委託先から同誓約書を提出させ、その写しを県へ提出すること。）。

12 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局経営支援課団体支援班

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

電話：054-221-2807（土・日・祝を除く、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで）

電子メール：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp

令和7年3月時点で地域単位で事業承継に係る連携協定を締結している自治体

市町名	締結時期	参加機関（自治体を除く）
長泉町	平成30年5月	長泉町商工会、東海財務局静岡財務事務所
磐田市	平成30年11月	磐田商工会議所、磐田市商工会、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、浜松いわた信用金庫、遠州信用金庫、島田掛川信用金庫、遠州中央農業協同組合、日本政策金融公庫
富士宮市	令和2年12月	富士宮信用金庫、富士宮商工会議所、芝川商工会
三島市	令和3年7月	三島商工会議所、三島信用金庫、県中小企業団体中央会、県信用保証協会、県事業承継・引継ぎ支援センター、日本政策金融公庫
川根本町	令和6年3月	県事業承継・引継ぎ支援センター、川根本町商工会、島田掛川信用金庫、日本政策金融公庫、県信用保証協会、県中小企業団体中央会
沼津市	令和6年6月	県中小企業団体中央会、県事業承継・引継ぎ支援センター、県よろず支援拠点、県信用保証協会、商工組合中央金庫、沼津信用金庫、日本政策金融公庫、富士伊豆農業協同組合、沼津市商工会、沼津商工会議所
下田市	令和7年3月	下田商工会議所、県事業承継・引継ぎ支援センター、静岡銀行、静岡中央銀行、スルガ銀行、三島信用金庫、商工組合中央金庫、県信用保証協会、県中小企業団体中央会、日本政策金融公庫

※便宜上、法人の「株式会社」、支店名等は省略しています。

(注) 本紙は、既に地域単位での連携体制が構築されている自治体を紹介することで、企画・提案時の参考に使用していただくことを目的として作成したものです。モデルとなる自治体を、上記から選定する趣旨ではありませんので、御注意下さい。このため、公募の結果、上記以外の自治体を選定することもあります。